

### 3. 手数料

※割合（％）は経済的利益を基準とする（別紙）。

- (1) 契約書類及びこれに準じた法的評価を内容とする意見書・報告書、法的鑑定書等の書類の作成

経済的利益の額	手数料（税別）
300万円以下の場合	10万円
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+10万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	1.3%+20万円
3億円を超える場合	協議

- (2) 会社設立等（設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算）

※資本額若しくは総資産のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額

	手数料（税別）
1000万円以下の場合	4%
1000万円を超え2000万円以下の場合	7%
2000万円を超え、1億円以下の場合	9%
1億円を超え、2億円以下の場合	10%
2億円を超え、20億円以下の場合	10.5%
20億円を超える場合	10.8%

### 4. 民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件及びそれらの事件の示談・和解の交渉

※割合（％）は経済的利益を基準とする。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

※民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件を提起する場合は、いずれも、着手金の最低額は**30万円**（1～2回の審理の見込）または**50万円**（3～5回の審理の見込）とする。

※手形・小切手訴訟事件も以上に準じて算定する。

5. 契約締結交渉事件・督促手続事件

※割合（％）は経済的利益を基準とする。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+3万円	2%+6万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	0.5%+18万円	1%+36万円
3億円を超える場合	0.3%+78万円	0.6%+156万円

※いずれも、着手金の最低額は**6万円**とする。